

第4章 計画の推進

1 計画の推進方法

目標を達成するための関係者の連携

住民の健康の保持の推進に関しては、県・市町・保険者及び健診・保健指導事業者等と、医療の効率的な提供の推進に関しては、医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携及び協力を行えるような体制づくりに努めます。

2 計画の達成状況の評価

(1) 計画の評価

平成27年度に計画の達成状況の中間評価を実施し、必要な見直しを行い、その結果を公表します。

(2) 実績評価

平成30年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。